

# Part4 『みなみあそ減塩応援プロジェクト』



## みなみあそ減塩応援プロジェクト特別企画

**集団健診で特定健診・後期高齢者健診を受診された人、全員に減塩食品を配布いたします。**

※その他、がん検診の方へも配布予定

### 役場1階健康推進課前に減塩コーナーを設置しました！



### 減塩推進協力店で購入できる減塩食品 (一部抜粋)



※村ではJSH(日本高血圧学会)減塩食品リストに掲載されている商品を薦めています。



★減塩食品の販売など減塩推進にご協力いただける店舗を募集しています！詳しくは健康推進課 Tel(67) 2704まで。

## 介護保険料(第1段階～第3段階)の第1号保険料軽減強化について

非課税世帯の人の介護保険料は、公費を投入して軽減強化をおこなっていますが、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、次のとおり更に軽減強化をおこないます。

### ○65歳以上の人の介護保険料(第1号被保険者)

■平成30年度～令和2年度介護保険料(基準額) **年額87,600円(第5段階)**

■令和2年度 段階別保険料率と保険料(第1段階～第3段階のみ)

段階	対象者	保険料年額(保険料率)		軽減額
		変更前	変更後	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者で、世帯全員が村民税非課税の人</li> <li>世代全員が村民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人</li> </ul>	32,800円 (基準額×0.375)	26,200円 (0.3)	△6,600円
第2段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	54,700円 (基準額×0.625)	43,800円 (0.5)	△10,900円
第3段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	63,500円 (基準額×0.725)	61,300円 (0.7)	△2,200円

※合計所得金額とは？：介護保険では、地方税法上の合計所得(収入から必要経費などを控除した額)から、譲渡所得にかかる特別控除額を差し引いた金額です。

### ■保険料の変更

- 普通徴収の人は、8月納期限保険料から変更されます。
- 受給している年金額によって、納付方法が異なります。
- 7月上旬に発送する介護保険料納入通知書で確認をおこなってください。

〈問い合わせ〉健康推進課 高齢者支援係 Tel(67) 2704